

パート収入と税金

いまや全労働者の20%強がパート労働者で、特に小売・飲食業などはなくてはならない戦力になっています。男女別で見れば、パート労働者の4人に3人が女性です。働く主婦にとって「103万円の壁」「130万円の壁」とよく言われるように、税金や社会保険の取扱いが気になるところです。秋頃になれば働くペースを落とすなどという話もよく聞きます。そこで今回は妻のパート収入が本人と夫の税金にどのような影響を与えるのか検証していきたいと思います。

1. 妻自身の税金への影響

所得税は年収103万円以下で、住民税は年収100万円以下ではかかりません。

所得税がかからない根拠：給与所得控除額 65万円＋基礎控除額 38万円＝103万円

住民税がかからない根拠：給与所得控除額 65万円＋非課税額 35万円＝100万円

2. 夫の税金への影響

妻の年収が141万円未満であれば、その年収の増加に応じて夫の所得から控除することができる配偶者控除額又は配偶者特別控除額は、

妻の年収が103万円以下 所得税：38万円 住民税：33万円

妻の年収が103万円超141万円未満 所得税：38万円～3万円 住民税：33万円～3万円

となり、妻の収入金額に応じて段階的に控除額が減少するようになっています。

従って、妻の収入が増えることによって、夫婦の手取額がかえって減ったということのないように、税金上は夫婦の収入が増えれば手取り額も増えるように調整されています。

但し、夫の合計所得金額が1000万円を超えるときは配偶者特別控除の適用はできませんので、妻の年収が103万円を超えれば控除額が0になります。

3. 妻の収入と夫婦の手取額の推移の試算

前提条件：夫(40歳以上) 年収 600万円、一般の扶養家族2名、社会保険加入有

妻の社会保険は夫の扶養とします。定率減税は考慮しない。住民税均等割は含まない。

その他条件有

(単位：千円)

妻の年収	800	1,000	1,200	1,400	1,600
夫の税金	325	325	354	390	396
妻の税金	0	0	28	58	88
夫婦手取額	5,762	5,962	6,105	6,239	6,403

税務上夫の控除が調整されるので、ご覧のように妻の収入が増加すれば夫婦の手取額も増加するのがお分かりいただけます。

4. 税金以外に考慮する点

(1) 妻自身の社会保険

妻の年収が130万円以上になると夫の健康保険・厚生年金などの社会保険の被扶養者から除かれることになるので、妻自身が勤務する会社の社会保険又は個人で健康保険や国民年金に加入しなければなくなり、その保険料負担が増加します。それに、社会保険は勤務時間と日数が正社員の3/4以上ある場合、雇用保険は一定の労働時間を超えると、それぞれ年収にかかわらず妻自身が加入しなければなりません。

(2) 夫の家族手当への影響

夫の給与に家族手当がある場合には、妻の収入金額によっては手当が打ち切られる場合があります。夫の勤務する会社において、妻の収入がいくらになれば手当が打ち切られるのか基準額を確認する必要がありますでしょう。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>